

## 「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」

(法人・事業所名) NP0 法人石見の家(所 在 地) 島根県江津市嘉久志町イ 1735 番地 1(取組期間) 令和7年 4月 1日 ~ 令和10年 3月 31日 (3年以内)

## 事業所名（サービス種別）

(法人全体で宣言する場合は、宣言対象となる事業所を全て記載してください。)

いろいろホームゆったり（小規模居宅）

## 宣言内容（100字以内）

この法人は、福祉の理念である普通に暮らす幸せ、つまり「当たり前の生活を当たり前に支援する」ことが私達の責務である。たとえ要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した日常生活及び機能訓練を行うことにより、利用者の日常生活の活性化及び社会的孤立感の解消、心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを宣言する。

## 職場のアピールポイント

通所介護、訪問介護、ショートステイのサービスを必要に応じ、柔軟な対応でサービスの利用を提供しています。当日でもその時の状態に応じてサービスも変えています。できるだけ在宅で暮らせるように、ご利用者、ご家族のサポートをします。精一杯のサービスを提供し1日でも長く在宅で暮らして頂けるように支援するために、もちろんご家族への支援も必要と思っています。当事業所の行動指針として「ゆっくりゆっくり待って待って待つを聞いて一緒に思いをかなえてともに感謝」ですごせるよう対応しています。

## 「しまね福祉・介護人材育成宣言」チェック項目

NO.	項目	宣言基準	チェック
1	関係法令遵守	・行政監査指導等における指摘事項を受けていない、または指摘事項への改善が終了している。 ・社会保険及び労働保険に加入し、保険料を滞納していない。	<input checked="" type="checkbox"/>
2	ハラスメント防止	ハラスメント防止の研修等を行い、相談窓口を設置し、全職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/>
3	給与体系または給与表の導入	大卒、高卒、中途採用等にあわせた給与表への適用や昇給、昇格方法を規定している、または、資格や経験等が給与に反映される仕組があり、全職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/>
4	休暇制度・労働時間縮減	休暇取得・労働時間縮減の取組を実施しており、全職員に周知している。 (看護休暇、介護休暇、育児休暇、有給休暇の計画的付与、夏季休暇等の導入)	<input checked="" type="checkbox"/>
5	福利厚生制度	福利厚生制度による取組を行っており、全職員に周知している。 (住宅手当、インフルエンザの予防接種等の助成等)	<input checked="" type="checkbox"/>
6	職員意見の把握	職場環境について職員の意見を把握する取組や制度がある。	<input checked="" type="checkbox"/>
7	研修体制	サービスの質の向上のための研修を実施している。	<input checked="" type="checkbox"/>
8	採用情報の発信	採用の際、求職者に向けて採用条件等を正しく記載し、周知している。 (ホームページでの掲載、ハローワーク等での求人票の記載)	<input checked="" type="checkbox"/>
9	人材育成の取組	職員の成長や働き方に合わせた学びの場を提供しており、全職員に周知している。 (外部研修への参加、法人内研修の実施等)	<input checked="" type="checkbox"/>
10	人材育成面談の実施	面談を年1回以上実施しており、管理監督者が面談内容を把握している。	<input checked="" type="checkbox"/>

## 誓約事項

- 「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度実施要綱および事業の実施に係る関係法令等の内容を理解および遵守し、適正な事業の運営を行います。
- 宣言内容等に虚偽・不実記載等があった場合または関係法令等に違反する事実があった場合、宣言の取消等をされても異議を申し立てません。
- 宣言事業所等の名称および宣言書等について、島根県がホームページ等で公表することに同意します。